

宍粟市手話アンバサダー等登録制度実施要領

1 目的

宍粟市では、宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例（平成 28 年 3 月制定）に基づき、手話が言語であると認識し、手話の普及や啓発、手話の使いやすい環境づくりを進めていくことで、一人ひとりがお互いの個性や人格を尊重し、手話を使って安心して暮らすことができるまちを目指している。

聞こえや手話への理解を深め、手話の魅力を発信することができる市民や事業所を「宍粟市手話アンバサダー」、「宍粟市手話サポーター」及び「宍粟市手話啓発協力事業所」として認定することで、市民の支え合いの輪を広げることを目的とする。

2 対象

対象は、宍粟市に在住・在勤・在学の者及び宍粟市内の事業所で、次のいずれかに該当する者及び事業所とする。

(1) 宍粟市手話アンバサダー

手話教室講師派遣事業で実施する手話教室等を受講し、聞こえや手話への理解を深めたと認められる者

(2) 宍粟市手話サポーター

手話奉仕員養成講座の入門編及び基礎編を修了した者

(3) 宍粟市手話啓発協力事業所

手話教室講師派遣事業で実施する手話教室を年に 1 回以上継続して実施する事業所

3 登録の方法

認定登録を申請する者及び事業所（以下、「申請者」という）は、別に定める登録申請書を担当課へ提出する。担当課は、提出された申請書の内容を確認の上、適当と認めるときは、登録認定カードを申請者に交付する。

4 登録の期間

認定登録の期間は、登録された日から登録取消の申し出があるまでとする。

5 登録の取消

担当課は、次のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

(1) 登録者及び事業所が登録の取消を申し出た場合

(2) 登録要件を満たさないことが判明した場合

6 登録者及び事業所の役割

登録者及び事業所の役割は、次に掲げる事項とする。

(1) 宍粟市手話アンバサダー

誰もが地域で安心して暮らせるよう、必要に応じて聞こえや手話に関する正しい情報を発信し、支援の輪を広げる。

(2) 宍粟市手話サポーター

聞こえや手話について正しく理解し、地域で暮らさるう者に対し、可能な範囲で手話を使って手助けをする。

(3) 宍粟市手話啓発協力事業所

手話教室を継続して実施することで、聞こえや手話についての理解を深め、手話を使って暮らしやすい環境づくりに努める。

7 個人情報の取扱い

登録者及び事業所の個人情報は、宍粟市個人情報保護条例に基づいて取り扱うこととし、承諾があった場合は次の目的で使用する。

(1) 手話に関する事業や講座等の案内送付

(2) 宍粟市手話協力事業所名簿のホームページ掲載